

主任介護支援専門員更新研修フローチャート

主任介護支援専門員の更新

↓する

↓しない

介護支援専門員証の有効期間

介護支援専門員証の更新

期間外 ↓

期間内 ↓

する ↓

しない ↓

再研修を受講し、介護支援専門員証の交付後、主任更新研修を受講してください。

これまでどおり、介護支援専門員証の有効期間内に更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新を行ってください。

有効期間経過後、介護支援専門員証を返納してください。

主任研修又は主任更新研修を修了した年度（研修修了日の属する年度）

H18～23年度

平成28～30年度までに主任更新研修を修了してください。

H24～26年度

平成29～31年度までに主任更新研修を修了してください。

H27年度

平成30年度～主任の有効期間満了日（*）までに主任更新研修を修了してください。

H28年度

平成31年度～主任の有効期間満了日（*）までに主任更新研修を修了してください。

H29年度

平成32年度～主任の有効期間満了日（*）までに主任更新研修を修了してください。

＜主任介護支援専門員の最初の有効期間＞平成30年4月1日現在

主任研修 (研修修了日の属する年度)	主任介護支援専門員の有効期間（*）	備考
平成18年度～23年度	～平成31年3月31日まで	経過措置対象者
平成24年度～26年度	～平成32年3月31日まで	経過措置対象者
平成27年度～	研修修了日から5年間 (例) 研修修了日が平成27年12月1日の場合 ⇒平成27年12月1日～平成32年11月30日まで	平成28年度以降に発行する修了証書には有効期間が記載されます。

※平成26年度に主任研修を修了した方については、平成29年3月31日付厚生労働省令第48号により、主任介護支援専門員の有効期間が変更となり、経過措置対象者となりました。

※主任更新研修修了後の主任介護支援専門員の有効期間は、主任更新研修修了証書を御確認ください。

※主任更新研修の受講要件を満たさない場合（区市町村の推薦を受けられない場合も含む）や受講決定がなされない場合は主任更新研修を受講することはできません。介護支援専門員として更新する場合は、専門研修又は更新研修を受講していただくことになります。

※介護支援専門員証が失効した場合は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の業務に従事することはできませんので、介護支援専門員証の有効期間が1年未満の方は専門研修(又は更新研修)の受講についてもご検討ください。

主任更新研修の修了（介護支援専門員証の更新に必要な研修が免除になります）

※介護支援専門員証の更新手続は別途行っていただく必要があります。